



交通事故防止・飲酒運転撲滅対策

都営協さくら支部



世論に甚大な影響を与えるような事故が多発していることから、下記の対策を徹底し日頃から習慣付ける事によって、交通事故防止及び飲酒運転撲滅を図っていただきたいと思います。

1、 事故防止対策

- ① 規則正しい生活リズムを心がけ、早めの就寝、爽快な起床に努めること。
- ② 出庫時の日常点呼に合わせ、今日1日の事故防止を確認する。

2、 無免許運転防止対策

- ① 毎月1日に、運転免許有効期限を確認する。
- ② 運転免許停止となった場合は、当該期間を組合に報告する。
- ③ 運転免許証を更新した時は支部に運転免許証のコピーを必ず提出する。

3、 無車検防止対策

- ① 毎月1日に、車検の有効期限を確認する。
- ② 車検終了の1ヶ月前を目途に車検を済ませる。
- ③ 車検更新をした時は支部に車検証のコピーを必ず提出する。

4、 タクシーメーター器検査期限切れ防止対策

- ① 毎月1日に、メーター器の有効期限を確認する。
- ② メーター検査有効期限終了の1ヶ月前を目途に検査を済ませる。
- ③ メーター検査終了をした時は支部にメーター検査証のコピーを必ず提出する。

5、 その他の事故防止対策

- ① ドライブレコーダーの作動状況及びメモリーの点検。

6、 飲酒運転防止対策

- ① 運転する前のアルコールチェックを習慣付ける。
- ② 帰庫時のアルコールチェックを習慣付ける。
- ③ 運転日報を携帯し、アルコールチェックの記録をつける。
- ④ 運転日報と同様に常時アルコールチェッカーを携行する。
- ⑤ アルコールチェッカー機能を定期的に点検する。

*アルコールチェッカーの不携帯及び機能不能は行政処分になります。